

に対話し接触するという意味で、重要な分析の場であると思われる。告解制度がその懺悔・贖罪の仕方において先スペイン期インディオ社会のそれとよく似ていたことがインディオらの熱狂的ともいえる参加を促し、最初期の告解活動の見かけ上の順調さを生んでいたこと、その一方で彼らの罪の観念がカトリック世界のそれとは本質的に異なるという事実が、問題として表面化せずにいたという指摘は興味深い。この事例からは、押しつけられる支配理念に対し、必ずしも抵抗することなく寄り添う地域社会の姿を見てとれるからだ。報告者の言葉を借りれば、そこには相互誤解に根差した調和が成立していたのである。罪の告白に対し安易に許しを与える告解が、先住民の異教回帰を助長していると危惧したスマラガによって、双方の誤解は明るみに出ることとなつたが、司教を動かしていたのははたして宗教的熱意・危機感だけだったのだろうか。この点は掘り下げが必要であろうが、テーマからは逸れるのでここでは擱く。

一方で、合同部会テーマを踏まえて、この告解制度を報告者自身はどう解釈したのか、積極的に提示してはしかったと思う。異端審問を契機に宣教師たちは目の前の他者への知識を意識的に積み始めた。その結果変容したものは、告解という制度であって理念ではない。インディオ社会も、その制度を変えようと働きかけるのではなく、確立されてしまった制度に対してはそれを利用する方針をとっていったという。これとて変化ではあるが、先住民の手による史料がほとんど存在しないという制約を承知の上で、告解の場において宣教師と先住民の間に一体どのような複雑な相互行為がありえたのか、と問うてみたい。

告解制度を分析対象にする場合、合同部会が支配理念と形容するものはキリスト教理念・理解にあたると考えてよいだろう。これが再編を迫られるという事態を想像するのは簡単ではないし、ドグマとしてのキリスト教理念が何らかの変容を受けた可能性もまた考えにくい。それでも、その理念を掲げて改宗活動に従事した個々の宣教師たちは、目の前の他者が示すその他者性に泰然と構えてばかりはいられなかっただろう。1540年代末からインディオに対する

民族誌学的調査を重ねたサアゲン、彼と協力して告解の手引書を作成したモリーナら、先住民言語に通じたフランシスコ会士らは16世紀の半ばを過ぎる頃には、インディオらが自分たちとまったく異なる世界観の持ち主であることを認識していた。告解という場においては、それは罪の観念の異なりとして現れる。キリスト教的でない、すなわち個人の意思で犯されるのではない罪のあり方を前にして、宣教師らは自らの観念の再考を余儀なくされることもあったと思われる。

支配する側・される側の相互作用といったときに、キリスト教世界の罪の概念のような、より大きな理念の次元ではなく、個々の宣教師の動搖といった、微細な次元での変容を跡づけていくこうとするのであれば、それは彼らの書いたものによつても可能となるだろう。また、報告後の質疑で明らかになったことだが、モリーナの一連のテクストを最後に、インディオに対する十全な改宗への期待感は姿を消し、以後宣教師らのインディオ観は悲觀に転じていくという。こうした変化を理解するためにも、告解という制度そのものだけでなく、そこにかかわっていた人々をとらえた、よりミクロな次元の研究の進展にも期待したい。

(佐藤正樹)

岩井報告批判

20世紀中葉まで、ヨーロッパ近代史研究では主権国家から国民国家への移行が前提となってきた。その背景には素朴な発展段階史観やナショナリズムを中心史観が存在したが、社会史研究の興隆やいわゆる「近代」史がアナクロニズムに陥ってきたという批判を受けるなかで、こうした単線的な国家論にも疑惑が抱かれるようになった。そうした背景を受けて登場してきたのが、近世における国家形態の独自性を強く打ち出した複合国家論であり、その典型例とされるのが16世紀から17世紀にかけてのブリテン諸島である。しかし実際のブリテン史研究は2地域間の関係史にとどまる場合がほとんどであり、複合国家論を有効に活用できているものは少ない。

報告では、3地域以上の関係を究明する必要性が指摘され、中心として設定されるイングランドと周辺として設定されるウェールズ・アイルランドの関

係、およびウェールズ・アイルランド間の相互関係の検討から、ブリテン内部の「他者」認識という視点を織り込みつつ、複合国家の特質の解明が試みられている。具体的には、初めに中心から周辺への作用としてイングランドによる国家統合の過程が概観され、次に周辺から中心への反作用としてアイルランド反乱がイングランドの政治動向に大きな影響を与えた点が指摘され、最後に周辺相互の関係として同じくアイルランド反乱がウェールズの福音宣教を触発した状況が明らかにされる。

特に報告で中心となっているのは、ウェールズの福音宣教の事例からみた3地域間の関係である。1641年に勃発したアイルランド反乱は、海を隔てて隣接しているウェールズの人々に大きな危機感を抱かせた。また国王への忠誠心の強かったウェールズ人は内戦では国王軍に加わる場合が多くなったが、エッジヒルの戦いで敗走したために、それまでイングランドで流布していた「勇猛果敢なウェールズ人」というイメージが一気に逆転して嘲笑の対象となった。こうしたアイルランド・イングランド双方からの圧力に直面して、ウェールズ出身のピューリタンはイングランド議会の力を借りながら故国でプロテstantの宣教活動を進めていったのである。そしてこの運動の核として活躍したヴァヴァサ・パウエルの主張と活動を軸に、福音宣教の開始から中止までの経緯が通観されている。

「相互行為としての地域統合」という合同部会のテーマを検討する上で、報告の問題設定は適切な題材であったといえる。従来の通説においては、ピューリタン革命・名誉革命を経てイギリスの国家統合は果たされたものとされ、ブリテン諸島内における「他者」の存在は捨象される場合が大半であった。しかし実際にはリンダ・コリー『イギリス国民の誕生』(川北稔監訳、名古屋大学出版会、2000年)などで示されているように、イギリスという国家の枠組みないしイギリス人意識は、そうした地域・宗教・社会階層などさまざまな領域で立ち現れる「他者」が包摂されてゆく過程で形成されていったことが実証されつつある。その意味で、これまであまり着目されてこなかったウェールズ側の視点から「ピューリタン革命」を照射した報告には、大きな意義が認められるだろう。

以下では、評者が気になった点について述べてみたい。1点目は、報告冒頭で設定された3類型と報告内容との微妙な乖離である。前述したように、報告の軸となっているのは周辺相互の関係、具体的にはアイルランドとウェールズの相互関係であるとされる。しかし具体的に指摘されるのは、ウェールズで福音宣教が開始される契機としてのアイルランドとイングランドの間接的な影響と、パウエルの説教中に登場するアイルランドの位置づけにとどまっている。より実証的に周辺同士の関係を検討するためには、さらなる史料的な裏づけが必要になると思われる。

また「他者」性という視点をより強く打ち出すことで、別の議論を組み立てることもできたのではないだろうか。報告では3地域間相互の「他者」性が問題とされているが、各地域内の「他者」に着目することも可能であろう。たとえばパウエルをはじめとするウェールズ出身のピューリタンは、故国が「暗黒の地」であるということを福音宣教の理由としている。これはイングランドにとってのウェールズの「他者」性を強調することを意味しているが、さらにいえば彼らはそれを逆手に取ってウェールズ内の自身にとっての「他者」である国王派・カトリックに対抗しようとしたと解釈することもできる。時間の都合上、報告ではやや単純な類型化が行われている点については報告者も述べている通りであるが、「他者内他者」の存在は常に念頭に置いておくべきであろう。

最後に複合国家論の適用可能性を問題としたい。報告では、周辺とされるアイルランド・ウェールズがほぼ対等な主体として相互作用を及ぼしあうという仮定の上に立っている印象を受ける。しかしイングランドへの統合の度合いは地域ごとに相当な懸隔があり、その差異が周辺相互同士の関係にも影響を与えていたと考えるのが自然ではないだろうか。たとえば、法的な観点からするとイングランドとウェールズは1536年に合同しており、アイルランド・スコットランドと比較した場合その意義は大変大きなものがあるといえる。もちろん、アイデン

(57頁へ続く)

ければならない」「組織の神経系統である指揮命令が機能しなければ、組織マネジメント〔と脱〕しては成立しません」ということになるのであり、こうした発言をする政治家と、実質的に「橋下新党」ともいえる傘下の政治集団に対する批判の声を、今後ともあげてゆかねばならない。大阪府教育委員会は、さしあたって「本条例は、具体的な義務を課すものではないので、条例違反をもって直ちに懲戒処分は行わない」としている。しかし、府議会で過半数を擁する「大阪維新の会」は、起立・齊唱しない教職員については免職処分の基準を定める条例を今後審議する意向を示しており、全く予断を許さない状況にある。このような条例案には、断固として反対するものである。

問題となる上述の条例については、今後違反者の処分がおこなわれないよう要請するとともに、この条例自体のすみやかな廃止をもとめるものである。

2011年7月

歴史学研究会
歴史科学協議会
歴史教育者協議会

(54頁より続く)

ティティの面などで周辺国家の並列性を措定することが可能な場合もあるが、すべての局面で各地域を同列に論じるのには慎重さが必要ではないだろうか。問題とする領域に応じて、前提とする国家論の枠組みもある程度柔軟に運用すべきであろう。

時間の制約の多い報告に対して、ないものねだりの多い批判になってしまったかもしれない。日本におけるブリテン複合国家論の第一人者である報告者が、上記の要望に対する回答も含め、今後も先駆的な研究成果を提示してくれることを期待しつつ擱筆したい。
(仲丸英起)

歴史学研究会入会手続

歴史学研究会に入会を希望される方は、本会事務局まで申しこんでください。入会のしおりと振替用紙をお送りします。会費はA会費10700円(大会増刊号含む)、B会費8800円(会誌・月報のみ)です〔会期は毎年4月から翌年3月まで〕。海外会員はA会費11400円、B会費9400円(送料含む)です。

会費ご送金の際は、郵便振替・00120-1-177282をご利用ください。新規入会される方は、必ず、新規と書き添え、何月号からと明記してください。